

『消費生活アドバイザー受験合格対策 2010年版』

お詫びと訂正

(2010.07)

『消費生活アドバイザー受験合格対策 2010年版』をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本書の記述に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、ここに訂正申し上げます。

p.25 「消費者問題の4つの領域」の図中

(誤) 生産流通機備のおくれ

(正) 生産流通機構のおくれ

p.28 上から7行目

(誤) 日本生活組合同盟が結成され、

(正) 日本協同組合同盟が結成され、

p.42 下から13行目

(誤) 「9月15日」を

(正) 「10月15日」を

p.45 「海外の消費者団体と商品テスト機関」の表中、オーストラリアの主な活動

(誤) 商品テスト紙「Choise」の発行

(正) 商品テスト紙「Choice」の発行

p.61 下から11行目

(誤) 7 法制審議会「18歳成人」を答申、

(正) 7 法制審議会「18歳成人」を答申、

p.64 上から5行目

(誤) 解説 テキスト p.44 . 45 参照

(正) 削除(該当ページなし)

p.64 下から 1 行目

(誤) 5. 「製品安全技術評価機構」ではなく「製品安全技術基盤機構」

(正) 5. 「製品安全技術評価機構」ではなく「製品評価技術基盤機構」

p.73 上から 19 行目

(誤) ・国民生活審議会

(正) ・消費者委員会

p.84 下から 2 行目

(誤) 和解の仲裁および仲裁により

(正) 和解の仲介および仲裁により

p.95 上から 16 行目

(誤) ISO 消費者政策委員会 (COPLCO :

(正) ISO 消費者政策委員会 (COPOLCO :

p.339 上から 2 つ目の表タイトル

(誤) 所得税の扶養控除 (2010 年 4 月 ~)

(正) 所得税の扶養控除 (2011 年 1 月 ~)

p.444 上から 4 行目

(誤) 住宅需要実態調査では、

(正) 住生活総合調査では、

p.465 上から 4 行目

(誤) 第一種低層住居専用地域は居住環境を保護する目的で診療所、公衆浴場、小規模店舗、下宿、保育所など以外は制限を受ける。

(正) 第一種低層住居専用地域は居住環境の保護を目的としている。住宅以外に建築できるものは、診療所、公衆浴場、保育所などに制限され、店舗・事務所等は用途や面積などの制限を受けた兼用住宅とされている。

p.487 「(2) 不当な表示に係る規制で以下の表示を禁止」の図中

(誤) 公正取引委員会が指定する表示

(正) 内閣総理大臣が指定する表示

p.566 「平成 21 年度消費生活専門相談員資格認定試験受験要項」についてお知らせ
試験の一部免除の特例として、同ページ下から 3 行目より「平成 20 年度 第 51 回消費
生活相談員養成講座」(平成 20 年 7 月 7 日(月曜)~9 月 5 日(金曜)実施)の修了試験
に合格した者は、第 1 次試験の一部である(A)択一式及び ×式筆記試験が免除され、(B)
論文試験からの受験になる。」との記述がありますが、「平成 22 年度消費生活専門相談員資
格認定試験受験要項」では、この特例は削除されています。

以上